

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年5月19日提出

みよし市長 小山 祐

記

専決第5号 令和7年4月7日

専決第6号 令和7年4月8日

専決第5号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和7年4月7日

みよし市長 小 山 祐

記

- 1 処分事項 剪定作業中の事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 248,336円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和7年1月7日(火)
 - (2) 事故発生場所 みよし市三好町天王地内(みよし市立天王小学校)
 - (3) 事故経過 上記地内において、剪定作業中に、敷地に駐車中の車両に木の枝が当たった。
- 4 相手方の損害の程度 車両の屋根から左側面上部及び左後部にかけて車体の損傷
- 5 過失割合 みよし市100%、相手方0%

専決第 6 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり処分した。

令和 7 年 4 月 8 日

みよし市長 小 山 祐

記

- 1 処分事項 市が管理する道路において発生した事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 54,000 円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和 6 年 5 月 4 日 (土)
 - (2) 事故発生場所 みよし市黒笹町西新田地内 (市道打越黒笹 1 号線)
 - (3) 事故経過 上記地内において、市道を走行中の車両のタイヤが舗装破損により生じた穴に接触したことで、当該車両のフロントバンパーが損傷した。
- 4 相手方の損害の程度
車両のフロントバンパーの損傷
- 5 過失割合 みよし市 60%、相手方 40%